

平成二十七年二月二十日受領
答 弁 第 五 九 号

内閣衆質一八九第五九号

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員仲里利信君提出沖縄振興予算の名称と内容の見直しを求めることに関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出沖繩振興予算の名称と内容の見直しを求めることに関する質問に対する答
弁書

一及び二について

お尋ねについて、政府としては、沖繩振興予算に関し、引き続き、沖繩振興を推進するために必要な額を内閣府において計上していく考えである。

三について

沖繩振興交付金は、沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）に基づき、沖繩振興計画に基づく事業等のうち、沖繩県が自主的な選択に基づいて実施する沖繩の振興に資する事業等の実施に要する経費に充てるために交付されるものであり、政府としては、同交付金に係る要綱等に基づき、適切に交付決定を行っているところである。